「藤沢市公共施設における木材の利用の促進に関する方針」 の策定について

1 本方針について

平成31年度から森林環境譲与税(仮称)(以下「譲与税」といいます。)が創設され、森林整備や木材利用の促進のために国から地方公共団体へ譲与されることになっています。神奈川県では、譲与税を活用した木材利用に関するガイドラインを現在策定しており、この中で県内市町村が譲与税で木材利用を行う場合は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)に基づく市町村方針を策定するものとしています。

同法は、地球温暖化の防止、循環型社会の形成などを実現するため、公共建築物等における木材の利用を促進することを目的して制定されたもので、その実効性を 高めるために、自治体において市町村方針を定めることができるとしています。

本市におきましては、これまで公共施設の整備に当たっては、神奈川県が策定した「公共施設の木造・木質化に関する指針」に基づき木材利用の検討を行ってきましたが、これらの経緯を踏まえ、市としての方針を今年度中に策定するものです。

2 本方針の内容

本方針は、市及び市以外の者が整備する市内公共施設における木材利用促進を図るための方向性として、次のような事項を示すものです。

- (1) 公共施設の整備については、可能な限り木材を利用した方法を採用し、県内産木材の使用に努めること。
- (2) 公共施設に使用される備品(机,いす,書棚等)及び消耗品(文房具等)について,木材を原材料とした物の利用の促進を図ること。
- (3) 本方針により木材利用を促進すべき公共施設を次のように定めること。
 - ア 国又は地方公共団体が整備する公共施設

公共の用又は公用に供する建築物であって,広く市民一般の利用に供される次 のような施設

種別	具体例
学校	幼稚園,小学校,中学校等
社会福祉施設	児童福祉施設,老人福祉施設,保育所等
保健·衛生施設	病院,診療所,保健所等
運動施設	体育館, 水泳場等
社会教育施設	図書館,美術館,公民館等
都市・住宅施設	都市公園,公営住宅等
行政施設	庁舎等
公共施設である工作物	公共土木工事,森林整備工事等における工作物
その他市が整備する建築物	

イ 国又は地方公共団体以外の者が整備するアに準ずる公共施設

広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる次のような施設

種別	具体例
学校	幼稚園,小学校,中学校,高等学校等
社会福祉施設	児童福祉施設,老人福祉施設,保育所等
保健・衛生施設	病院,診療所等
運動施設	体育館,水泳場等
社会教育施設	図書館,美術館等
公共施設である工作物	ベンチ、外構施設等
その他	公共交通機関の旅客施設、高速道路の休憩所等

3 効果

本方針の策定により得られる効果として、次のような点が考えられます。

- (1) 木材の利用を通じて森林の伐採,植林及び保育による木材の持続的生産の促進と森林の持つ公益的機能の維持及び推進に寄与する。
- (2) 再生利用が容易な木材を原材料として使用している環境物品等の調達の促進ができる。
- (3) 市内における公共施設整備について、「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」の交付対象となることが可能となる。
- (4) 「森林環境譲与税(仮称)」の使途のひとつ「木材利用の促進」に該当する事業 について譲与税を活用することができる。

4 県内の策定状況

県内33市町のうち、16市町が策定済みです。

(直近では、愛川町が平成28年2月1日策定。綾瀬市が今年度策定予定)

5 今後のスケジュール

平成30年12月議会 総務常任委員会報告

平成31年1~2月 パブリックコメントの実施

平成30年度内 策定

6 参考

(1) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

木材の利用を促進することが地球温暖化の防止,循環型社会の形成,森林を有する国土の保全,水源のかん養その他多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等にかんがみ,公共建築物等における木材の利用を促進することを目的としています。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(抜粋)

第9条 市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物に おける木材の利用の促進に関する方針(以下この条において「市町村方針」とい う。)を定めることができる。

- 2 市町村方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
 - 二 当該市町村が整備する公共建築物における木材の利用の目標
 - 三 その他当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

(2) 林業·木材産業成長産業化促進対策交付金

森林の整備・保全の促進、林業及び木材産業の健全な発展、木材利用推進を図るため、森林・林業の再生の基盤となる施設の整備・機械の導入等を支援することを目的とした交付金です。公共施設(官民問わず)における木造施設整備、内装木質化に対して補助金を交付するものです。

(3) 森林環境讓与税(仮称)

平成30年通常国会における森林関係法令見直しによって,新たな森林管理制度 が創設される予定であることを踏まえ,平成31年度税制改正において「森林環境 税(仮称)」及び「森林環境譲与税(仮称)」が創設されることとされています。

「森林環境税(仮称)」においては、平成36年度から国内に住所を有する個人に対して課する国税とし、税率は年額1、000円とされています。

「森林環境譲与税(仮称)」については、国から地方公共団体に対する譲与は、 平成31年度から行われ、その使途は、「森林整備」「担い手の育成・確保」「木材 利用の促進」「普及・啓発」に関する費用とされています。神奈川県では平成31 年度に本市へ譲与される額は、1、698万円と試算しています。

なお、使途のうち、「木材利用の促進」においては、「市町村方針の策定」を条件とすることが、現在、神奈川県が策定中であります「神奈川県内の市町村における森林環境譲与税を活用した木材利用に関するガイドライン(案)」に示されています。

以 上

(事務担当 企画政策部企画政策課)